

第5章 まちづくりの方針

5-1 市街地整備の方針

- 市民のみんなが誇れる中心市街地づくり
- 街なかの空地を活用した新たなまちづくり
- いまの暮らしの問題解決に向けた市街地の改善

第4章で示した土地利用計画の実現に向けて、必要となる市街地整備を以下の方針に基づいて進めます。

特に、桑名駅周辺の中心市街地においては、実施中の土地区画整理事業等を継続的に進めつつ、民間事業者とも協働しながら、市の顔として誇りを持つことのできるようなまちづくりの展開を図ります。

その他の市街化区域では、未利用地を活用した土地区画整理事業等による新たな市街地形成を図るとともに、高齢化の進む住宅開発地区や、防災上危険性の高い密集市街地地区など、既存の市街地における各地区の問題解決に向けた市街地の改善を図ります。

① 中心市街地

(1) 中心市街地の整備

桑名駅の東西に形成されている桑名市の中心市街地で、桑名市立地適正化計画において都市機能誘導区域（中心拠点）に位置づけられており、内外から人が集まり活発な交流が展開される賑わいと活力のある拠点の形成を図ります。

そのため、桑名市立地適正化計画や「桑名駅周辺地区整備構想」等と連携しつつ、市の玄関口にふさわしい景観形成や快適でうるおいのある都市空間を形成するとともに、利便性の高い市民生活を支える各種生活サービス機能や地域の歴史・文化資源を活用した観光交流機能の整備を進めます。加えて、これらの整備に民間活力を最大限活用するため、周辺環境への影響に配慮しつつ、土地の高度利用の促進に向けた規制緩和策等について検討します。

(2) 地区別整備方針

ア) 桑名駅東地区

桑名駅東地区は、観光、交流の玄関口として都市の顔にふさわしい景観整備を図るとともに、歴史的な景観の保全・整備を推進します。

交通の結節点の機能強化を図るため、桑名駅自由通路の整備、駅前広場の再編、三岐鉄道北勢線西桑名駅延伸等により乗り継ぎの利便性を図ります。

中心市街地としての賑わいの創出、歩いて暮らせるまちづくりを推進するため、地域の特性を活かした魅力ある商店街の形成、魅力ある個店づくりを進めるとともに、電線の地中化による魅力的な歩行者空間の確保や公共・公益施設のユニバーサルデザイン化を進め、回遊性のある商業空間づくりを促進し

ます。



桑名駅自由通路（東口）※

イ) 桑名駅西地区

交通結節点としての交通ターミナル機能の強化を図るための駅前広場等の整備、安全・安心に歩いて暮らせるまちを形成するための都市機能の集積や景観の形成、街路や公園・交流広場等の整備を進めるため、桑名駅西土地区画整理事業の実施により、桑名駅から益生駅にかけて一体的な都市基盤の整備を図るとともに、計画的な建築物の整備を誘導し、商業・サービス機能の集積と良好な居住環境の形成を促進します。



桑名駅自由通路（西口）※

※イメージ図のため、今後変更になる可能性があります。

② 新市街地

(1) 新市街地の形成

名古屋圏における優れた立地条件を活かし、多様な世代が快適に生活できる良好な市街地を形成するため、市街化区域内の未利用地等において土地区画整理事業等による計画的な市街地の整備を進め、街路や公園等の公共施設の整備や周辺の豊かな緑と共生を図ったうるおいと安らぎのある宅地・住宅などの供給を図ります。

(2) 産業拠点の形成

桑名市では中部国際空港や伊勢湾岸道路（新名神高速道路）などの交通アクセスの優位性を活かした

工業立地を進めるため、丘陵部やインターチェンジ周辺において新たな企業用地の確保を図る産業拠点の形成を図ります。

整備にあたっては、立地条件を活かした都市近郊型農業を展開するために農地の農業的土地利用との調整や樹林地等の自然環境との調和に配慮するとともに、地区計画制度等を活用して整備を進めます。

③ 既成市街地

(1) 地域拠点

桑名市立地適正化計画で地域拠点に位置づけられた多度駅周辺、長島駅周辺および星川駅周辺においては、各地区に求められる都市機能の誘導に向けて、必要となる基盤整備や市街地開発事業等の実施を検討します。

(2) 計画的な住宅開発地区

大山田団地など、計画的な開発によって形成された住宅地においては、現状の居住環境を維持するとともに、居住者の高齢化への対応を図ります。そこで、都市計画制度の活用により質の高い居住環境の保全・充実を図ります。

また、高齢者が生活しやすい環境を形成するために、歩行者空間や公共・公益施設のユニバーサルデザイン化を進めるとともに、桑名市立地適正化計画で地域拠点に位置づけられた大山田地区および新西方地区において必要な都市機能の誘導に向けた基盤整備を検討します。

(3) 密集市街地地区

ア) 中心市街地周辺

老朽木造建築物の更新と建築物の不燃化を進めることで、老朽木造建築物の割合を低減し、災害発生時の建物の倒壊や延焼の危険性が低い安全な市街地の形成を図ります。

イ) 漁村集落

漁村地域としての歴史的資産や観光資源を活かしつつ、地震、火災、津波に対して防災力のある集落形成をめざします。そのため、都市計画制度の活用を検討し、老朽建築物の更新を促進するとともに、道路や公園等のオープンスペースの確保に努めます。

ウ) その他の市街地・農村集落

既成市街地や農村集落においては、ゆとりのある住宅環境を保全しながら緑化やオープンスペースを確保し、うるおいのある環境を形成します。

緊急車両の進入を可能とする道路幅員の確保や住宅の耐震化、危険性の高い老朽住宅の建替え等を促進し、市街地の安全性を高めます。

また、工業地域に住宅立地が進み住工混在となっている市街地においては、用途の見直し等により、混在化の進展の防止と調和ある市街地の形成に努めます。

一方、農村集落にあっては、地域活動をもとに、生産環境の保全、農村地域としての良好な居住環境の向上を図るために、必要に応じて地区計画制度等の活用を検討します。

5-2 交通施設整備の方針

- 産業や暮らしの快適な移動を支える道づくり
- みんなが安全・快適に使える道づくり
- みんなの安心とエコな暮らしを支える公共交通

土地利用計画で示した土地利用のもとで、活発な産業や便利で充実した市民生活を支える円滑な移動環境を実現するために、道路の機能にあわせた道路交通ネットワークの整備を図ります。また、道路整備にあたっては歩行者等が安全で快適に移動できる交通環境の形成とともに、高齢化の進展や地球環境への負荷の軽減に配慮し公共交通の充実を図ります。

なお、交通に関する新たな技術やサービスが今後急速に進展することが予想されることから、交通施設整備にあたっては、それらの動向を注視し、福祉や観光等のまちづくりに有効活用できるよう、必要に応じて対応を検討します。

① 道路

(1) 道路交通ネットワークの整備方針

東名阪自動車道、伊勢湾岸自動車道の「自動車専用道路」、自動車専用道路を補完して名古屋圏の主要都市および周辺都市と結ぶ「主要幹線街路」、市内の地区間および自動車専用道路・主要幹線街路を結ぶ「都市幹線街路」、主要幹線街路および都市幹線街路を補完する「補助幹線街路」といった段階別の道路構成を形成し、効率的かつ有機的な道路交通ネットワークを形成します（道路の段階構成の定義は下表のとおり）。

なお、長期間未整備のままとなっている都市計画道路については、全体の交通ネットワークから当該道路の機能を再評価し、廃止や規格の見直しなどを必要に応じて検討します。

表5-1 都市計画街路の分類と定義

区 分	定 義
自動車専用道路	比較的長いトリップの交通を処理するために設計速度を高く設定し、車輛の出入りを制限し、自動車交通を専用とした道路で、広域交通を大量でかつ高速に処理する。
主要幹線街路	都市の拠点間を連絡し、自動車専用道路と連携し都市間交通や通過交通などの比較的長いトリップの交通を大量に処理するために、特に高い走行機能と交通処理機能を有する。
都市幹線街路	都市内の各地区および主要な施設間の交通を集約して処理する道路で、都市の骨格を形成し、比較的高水準の規格を備えた道路
補助幹線街路	主要幹線街路または都市幹線街路に囲まれた区域内において、幹線街路を補完し、区域内に発生集中する交通を効率的に集散させるための補助的な幹線街路

＊「都市計画マニュアル」（都市計画学会）の定義をもとに一部修正して作成

(2) 主要道路の今後の整備方針

ア) 自動車専用道路

東海環状自動車道は、名古屋市の周辺30～40km圏に位置する都市を有機的に連絡し、交流ネットワークの形成を図るために、整備を促進します。

また、将来拡張が予定されている新産業誘導ゾーンと東名阪自動車道を結ぶ新たなネットワークの形成を図るために、大山田パーキングエリアでのスマートインターチェンジの整備構想を促進します。

イ) 主要幹線街路

広域交通機能を強化し都市間交通の円滑化を図るために、国道1号の4車線化および橋の架け替え事業の早期実現を関係機関に要請し、整備を促進します。

ウ) 都市幹線街路

周辺地域との連絡強化と都市内交通の円滑化を図る幹線道路として、[都]桑名中央東員線（国道421号）、[都]桑部長深線（県道桑名大安線）、県道星川西別所線、県道四日市多度線、[都]桑部播磨線の未整備区間の整備を促進します。

また、将来拡張が予定されている新産業誘導ゾーンの交通アクセス機能を強化するために、県道御衣野下野代線の整備を促進します。

エ) 補助幹線街路

○環状線

住宅市街地内を経由せずに背後地域との交通を主要幹線道路と連結させることにより、市街地内の交通を削減し、交通の円滑化と良好な住環境の確保の効果が期待される環状線として、[都]桑名北部東員線、[都]大山田播磨線の整備を推進します。

○南北線

[都]千倉鎌ヶ地線、[都]蛸塚益生線、市道志知島田線など、市内の骨格道路として都市幹線街路と連絡し、市街地内の交通の円滑化を図る役割が期待されている補助幹線道路は、未整備区間の整備を推進します。

○東西線

[都]長島中央線、市道宮前伊勢大橋線、肱江大久保線など、主要幹線街路や都市幹線街路と結びながら、市内の交通の円滑化を図る役割が期待される補助幹線街路は、未整備区間の整備を推進します。

(3) 安全で快適な交通環境の形成

ア) 交通安全対策

交通事故の危険性が少ない安全・安心な歩行環境を実現するために、交通量が多い幹線道路および学校周辺道路における歩道整備、通学路における安全な歩行空間の確保を図ります。

また、幹線道路沿線の住宅地内の道路への通過交通の侵入による交通事故の危険性を回避するために、通行規制や自動車の速度を抑制する方策など地域の実情に応じた交通安全対策を工夫します。

〈交通安全対策の例〉
(狭さく)

(ハンプ)



出典：「ゾーン30」の概要（警察庁交通局 平成31年4月）

イ) 歩行者ネットワークの確立

歩いて暮らせるまちづくりの推進を図るため、歩道をネットワークし、蓋付き側溝による歩道幅の確保や透水性舗装の採用など快適な歩行環境を整備します。ゾーン30」の概要（警察庁交通局 平成31年4月）

また、歩道整備にあたっては、ユニバーサルデザインを推進し、歩道の段差や傾斜を解消するとともに、地域特性に応じて街路樹や花壇など景観形成にも配慮します。

〈歩行者ネットワーク対策の例〉
（農業用水路の蓋掛けによる歩行空間の設置）



出典：通学路・生活道路の安全確保に向けた道路管理者による対策実施事例（国土交通省道路局 平成31年1月）

（歩道の傾斜勾配の改善）



〈整備前〉



〈整備後〉

出典：国土交通省HP（歩行空間のユニバーサルデザイン）

ウ) 既存道路の維持管理

既存道路については、適切な維持管理を行い、可能な限り有効に活用できるように努めるとともに、道路脇等へのごみのポイ捨てや不法投棄を未然に防ぐ取組みを進めます。

〈既存道路の維持管理の例〉
（剪定） （除草）



出典：国道（国管理）の維持管理を取り巻く最近の動向・情勢変化について（国土交通省）

エ) 道路空間再編の推進

交通を取り巻く新たな技術やサービスの進展に伴い、その受け皿となる道路空間に求められる機能も変化することが予想されます。また、観光振興による賑わいづくりなどの観点から、これまでの自動車中心の道路空間から歩行者等または自転車や公共交通が中心となった道路空間への再編についても検討が求められます。こうしたことから、必要に応じて関係機関や沿道の事業者、住民等と協議しながら、より安全で快適な道路空間の形成に向けた再編を進めます。

〈道路空間の再編例〉

(神戸市：KOBEパークレット)



(松山市：ロープウェイ通り)



(松山市：花園町通り)



出典：まちなかにおける道路空間再編のデザインガイド

(国土交通省国土技術政策総合研究所、社会資本マネジメント研究センター緑化生態研究室)

② 公共交通

(1) 鉄道

ア) JR関西本線・近鉄名古屋線

桑名市の公共交通の基幹路線である両線の機能を強化するためには、利用客の拡大を図る必要があります。そのために、桑名駅前広場の整備による他の鉄道やバスからの乗り継ぎの利便性向上、街なか居住に適した住宅の供給促進による周辺人口の拡大など、総合的な対策を推進します。

イ) 三岐鉄道北勢線・養老鉄道養老線

駅周辺の駐車場・自転車駐車場（駐輪場）の整備、沿線のイベント・催事との連携やPRの充実を図るとともに、周辺地域住民一人ひとりがマイレールの意識を持って積極的に利用するなど、鉄道の維持を図るために官民一体となって利用促進に取り組めます。

また、北勢線については、西桑名駅での乗り継ぎの改善などにより利便性の向上を図ります。

養老線については、養老線交通圏地域公共交通網形成計画に基づき、沿線3市4町（桑名市・大垣市・海津市・養老町・神戸町・揖斐川町・池田町）が連携して、持続可能な地域公共交通網の形成に向けた各種の取組みを展開します。

(2) バス

ア) 民間バス路線

車を運転できない高齢者が今後増加することが予想されることから、身近な生活の移動手段であるバス交通の役割がますます高まっています。桑名市のバス路線の根幹を担う民間バス路線の維持・拡充を図るために、桑名駅西口広場の整備とあわせて運行時間の短縮と定時性の確保が図られるよう駅西と駅東のバスターミナルの再編を進め、民間バスのサービスの充実を支援します。

イ) コミュニティバス（Kバス）

公共交通の空白地域における生活移動手段の確保を図るために運行しているコミュニティバスは、利用者数に応じて多様な公共交通の組み合わせを工夫し、費用対効果の高い公共交通システムを検討します。

③ 鉄道駅周辺

(1) 桑名駅周辺整備

駅西地区の駅前広場の整備にあわせて、現在駅東に集中しているバスターミナルを路線の方向によって駅西と駅東に再配置を進めます。これにより西部方面からのバス路線については、運行時間の短縮と定時性の確保を可能にし、バス路線のサービスの充実を図ります。

駐車場や自転車駐車場（駐輪場）等の交通施設については、今後の利用動向を踏まえつつ、民間活力の活用も含め適正な配置および維持管理に努めます。

また、駅の東西間を結ぶ桑名駅自由通路を整備し、東西の人の往来を活発にするとともに、西桑名駅での乗り継ぎの改善などにより利便性の向上を図ります。

さらに、駅東地区のバスターミナルの再編をあわせた駅前広場整備のなかで、イベント開催や人々が滞留できるような魅力的な広場を整備し、人々が集う魅力づくりを進めます。

(2) JR長島駅周辺整備

駅周辺の放置自転車の解消を図るための自転車駐車場（駐輪場）の整備およびアクセス道路の整備を進め、駅の利便性の向上を図ります。

(3) 養老鉄道養老線各駅周辺整備

養老鉄道養老線の利用促進のため、養老線交通圏地域公共交通網形成計画に基づき、多度駅の駅施設の改善、および下野代駅、下深谷駅、播磨駅における駐輪場整備を進めます。



北勢線



桑名市コミュニティバス「K-バス」

5-3 公園緑地整備の方針

- 自然の緑の保全と街なかの緑化
- 地域の自然や歴史・文化の魅力を活かした公園緑地づくり
- 身近な公園の再生と、市民力を活かした適切な維持管理

地球環境への負荷の軽減とうるおいのある都市環境を実現するために、山林・樹林地等のもとに残されている緑地の保全を図るとともに、市街化区域内を中心に公園緑地の適正な配置や、道路、公共施設、民間施設内の空間を活かした緑化を推進します。

公園緑地整備においては、本市固有の自然や歴史・文化資源を活用しながら、市内外の多様な交流を促進する大規模公園の整備を図る一方、市民が日常的に利用する身近な公園に関しては、主に防災性向上の観点から公園の不足する地域の解消を図りつつ、既存公園の再整備や地域住民等との協働による維持管理体制の構築を進めます。

なお、公園緑地を整備する際には、誰もが安全で安心して利用することができるようユニバーサルデザインに配慮するとともに、公園緑地と河川を連続的につなげた水と緑のネットワークの形成を図ります。

① 公園緑地整備

(1) 大規模公園の整備方針

市内外の人々が訪れ、集い、賑わう拠点である駅前や大規模な公園、レクリエーション施設等を水と緑の拠点として整備し、維持管理の充実を図ります。

ア) レクリエーション施設の整備充実

桑名市総合運動公園、多度運動公園、長島運動公園は広域的なスポーツ・レクリエーション活動の場として機能充実を図るとともに、維持管理の強化に努めます。

イ) 桑名市を代表する公園の整備充実

国営木曽三川公園、九華公園（桑名城址）、走井山公園、播磨中央公園は、桑名市を代表する公園であり、四季折々の自然や景色が感じられる公園として今後もこの機能を維持するとともに、多様なニーズに対応できるよう、さらなる施設の充実と維持管理の強化を図ります。



九華公園（さくらまつり）

(2) 新規の公園緑地の整備方針

都市公園の不足している地域や、防災上においてオープンスペース（緑地・広場）の必要な箇所に、新たな公園緑地を適正に配置整備します。

ア) 都市公園不足地域での公園緑地の整備

都市公園の不足する地域では、防災面などから必要性を考慮しつつ、地区計画制度の活用や、公共施設の再編に伴う跡地利用などにより、公園緑地の整備を図ります。

イ) 未整備の都市計画公園の整備

公園として都市計画決定しているものの、整備がされてない公園については、整備の必要性を再検証した上で、必要に応じて計画の見直しを行います。

(3) 既存公園の再整備方針

築造後数十年を経過した公園は、施設の老朽化が進み、市民ニーズに対応できなくなっており、それぞれの地域の特性に応じた公園への再整備を進めます。そのため、地域住民が参加したワークショップにより、行政と地域住民の協働による公園の再整備を進めます。

また、避難場所としての防災機能の強化、公園における犯罪を防止するよう防犯機能の強化を図ります。

さらに、樹木や花による植栽やユニバーサルデザイン化等による機能充実を図ります。

(4) 公園緑地の管理方針

公園を誰もが気軽に安全・安心に、かつ快適に利用できるようにするには、行政だけでなく利用する市民なども含め、日常的に安全性の確保や環境保全などを行う維持管理の体制を強化していく必要があります。

そこで、市民や企業等が参加し、地域の公園緑地をそれぞれが責任を持って維持管理していくアダプトプログラム制度を推進します。

さらに、民間事業者や市民団体などが主体となって、公園施設等の設置、維持・管理を実施できる制度の構築を推進します。

② 緑地保全・緑化

(1) 緑地の保全整備の方針

桑名市の良好な都市環境を形成している水と緑の自然環境を、次の世代に継承するために保全するとともに、維持管理に努め、良好な緑地の保全と緑化を図ります。

ア) 水郷県立自然公園の保全

緑豊かな緑地やうるおいのある水辺などが残る水郷県立自然公園は、市の貴重な自然環境として保全しつつ、自然とふれあえるレクリエーション空間としての充実を県に要望しながら促進します。

イ) 山林・樹林地の保全

高塚山古墳や走井山周辺を中心とした地区に残る貴重な緑地は、地権者の意向を尊重しながら保全・活用を図ります。また、都市計画制度の活用により周辺の無秩序な市街化を防止し、適正な保全が図られるよう地権者の同意のもとに進めます。

ウ) 河川・水辺の保全整備

都市の骨格で河川軸となる木曽三川と市街地を流れる中小河川やため池を保全するとともに、漁業振興との調整を図りながら生物が生息できる多自然型護岸への整備や河川沿いに遊歩道の整備など、人と自然がふれあうことができる水辺空間を形成します。

エ) 農地の保全・活用

生産緑地については、農業振興との調整を図りながら市街地に残された貴重な緑地として防災面も含めた保全・活用に努めます。

また、市街化調整区域内の遊休農地については、農地利用や保全管理に努めます。

オ) 文化財の保全

市内には六華苑、諸戸氏庭園、高塚山古墳、諸戸水道遺構などの歴史的に貴重な価値を持つ文化財や太夫の大樟、芳ヶ崎のクロガネモチ、照源寺の夫婦松、長島城跡の大松などの天然記念物に指定され市街地のランドマークになっている巨木、美鹿の神明杉、宇賀神社シイの森といった社寺林などが残っています。これらを市民の共有財産として保全・活用に努めるとともに、周辺の自然環境等を含め、保全と適正な維持管理を図ります。

カ) 希少種等の保全

天然記念物に指定されているイヌナシおよびヒメタイコウチ、また、オニバスなどの希少生物を保護するため、生息地の保全と適正な維持管理に努めます。また、身近な動植物との共存を図るために、自然の保全と適正な管理を図ります。

(2) 緑化推進の方針

山林・樹林地、河川の水辺、市街地内の水と緑の拠点などを、遊歩道や緑道などにおいて街路樹の整備などにより連携させ、水と緑のネットワークを形成します。そのため、市民、事業者、行政による緑化活動の推進を図ります。

ア) 街路樹の整備方針

市内の都市計画道路では、国道258号、[都]桑名中央東員線（国道421号）、[都]桑名員弁線（県道桑名員弁線）などで街路樹が植栽されています。今後もより一層、緑の核となる公園を結ぶネットワークの形成や市民の緑への意識向上を図るため、主要な幹線道路に街路樹の整備を推進します。

なお、街路樹の整備にあたっては、地域性や景観、防災および維持管理の適正化など総合的な観点から樹種を選定します。

イ) 緑化活動の方針

市街地において良好な都市環境や自然環境を守り、創出するため、行政のみならず、市民や事業者の協働による緑化活動を推進します。そのため、緑化等に関する情報提供の強化、緑に関するイベントの開催による市民の緑に対する意識の向上、緑化に向けた市民や企業の活動体制の育成に努めます。

また、市民や事業者による公有地や民有地の緑化活動を促進するために、ワークショップ等による市民参加型の公園緑地づくりの推進、緑地協定などの住宅地や大規模商業施設・工業施設等における緑化促進に向けた制度の導入、アダプトプログラムなどの市民との協働で緑化活動を行う仕組みづくりなどを検討し、緑化推進を図ります。

5-4 都市環境整備の方針

- 市民の安全を支える防災力の強化
- 衛生的で快適な暮らしを支える下水道の整備

木曽三川を中心とする河川・海岸の堤防の強化や排水対策、拠点施設・避難所・一般住宅の耐震化や応急体制の強化など災害に強いまちづくりを推進するとともに、下水道の整備による衛生的で快適な生活環境の形成などを図ります。

① 都市防災

(1) 河川・海岸整備

国が管理する木曽三川における高潮対策、堤防補強、樋門等構造物改修と未着手区間の早期着手、支川の肱江川、多度川の河川改修の促進と地震時液状化の対策を国に要望しながら促進します。

また、県が管理する員弁川および沢北川、揖斐川支川の山除川、肱江川、赤沢川、三砂川、流石川等の河川改修、並びに城南海岸の高潮対策や液状化対策を県に要望しながら促進します。

市管理の中小河川や排水路については、降雨時の冠水を防止するために、必要な改修と維持管理体制の強化を図ります。

(2) 排水機整備

県営湛水防除事業などによって進められている排水機場整備事業を促進し、事業の早期完了を図ります。また、緊急時に排水機を適正に運用ができるように、維持管理体制を構築します。

(3) 土砂災害対策

現在、上野地区における急傾斜地崩壊対策事業の整備を促進します。また、市内各地区に分布している土砂災害の危険箇所の調査を促進し、緊急性の高い箇所について県と協議しながら対策を検討します。

(4) 防災対策の強化

防災拠点や避難所となる公共施設などの耐震性強化を進めるとともに、仮設トイレや非常用食糧などの物資、資機材の配備を進め、防災拠点機能の強化を図ります。また、避難場所としても活用される公園については、仮設トイレを設置しやすくする下水設備を配置するなど防災公園として整備を進めます。

こうした防災拠点の整備とともに、住宅の耐震化、自主防災組織の育成・強化、ハザードマップ等による啓発活動など、災害に強いまちづくりを推進します。また、浸水や土砂崩れ等の災害の危険性が特に高いところでは、土地利用のあり方について検討し、必要に応じて宅地化を抑制するなどの対応を図ります。

② 下水道

(1) 汚水

桑名地域、多度地域は県の北勢沿岸流域下水道（北部処理区）に接続しており、下水道整備事業計画に沿って整備を進めます。

また、単独公共下水道の長島地域は、長島浄化センターについてストックマネジメント計画に基づき、点検・調査、修繕・改築等の整備を進めます。

(2) 雨水

甚内ポンプ場はポンプの整備が完了し、引き続き場内整備を進めます。

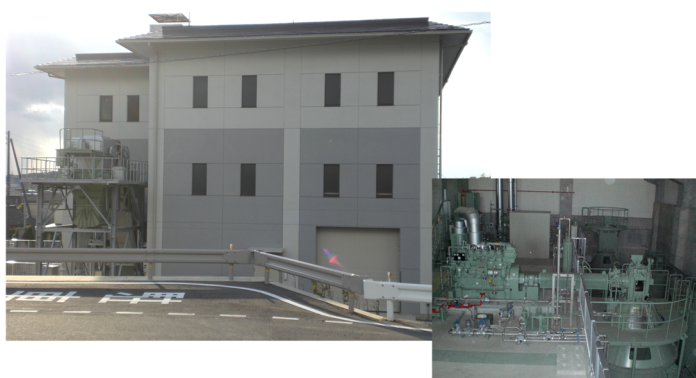
また、雨水計画の策定を進めます。

③ その他の都市施設

学校、図書館、研究施設その他教育文化施設や、病院、保育所その他医療施設または社会福祉施設等については必要に応じた都市計画の手続きを適宜行います。



水防訓練



甚内ポンプ場



中央図書館

5-5 地域の魅力形成の方針

➤ 桑名の“ブランド力”アップに向けた魅力ある景観づくり

桑名の“ブランド力”の向上をめざし、山、川、海に囲まれた豊かな自然資源や城下町としての歴史文化などの地域資源を磨き上げ、観光魅力の開発を進めるとともに、観光客も市民も魅力価値を感じることができる景観づくりを図ります。

① 魅力拠点づくり

六華苑や観光案内所などの観光名所や情報発信拠点の機能の充実と魅力的な空間整備を進めます。

桑名地域においては、揖斐川の高潮堤の整備と一体となった修景整備と外堀の遊歩道により連続的な川辺空間を形成するとともに、九華公園、七里の渡跡、六華苑・諸戸家住宅といったシンボル空間を結び、川を軸に地域の歴史・文化資源が連携した魅力的な空間形成を進めます。

また、桑名駅、東海道、九華公園、七里の渡跡、六華苑・諸戸家住宅を結ぶ歩道の景観整備を進め、まち歩きが楽しめる環境づくりを進めます。

歴史的な景観資源が豊富な旧来の市街地では、古民家をリノベーションした店舗や民泊施設等の立地を支援するなど、地域独自の資源を活用した魅力あるまちなみの形成を促進します。



◀ 桑名ブランド協議会が運営する「七里の渡しインフォメーションショップ“宿場の茶店 ―（はじめ）”」。民泊施設の一角を間借りして設置。

② 景観づくり

(1) 景観形成の方針

桑名市特有の自然景観や歴史景観、都市景観を“桑名ブランド”として誇れるよう、桑名市景観計画に基づき、景観重点地区や景観重要建造物・樹木の指定を進めるなど、市民、事業者等と一体となって良好な景観の保全・創出を図ります。

(2) 景観形成の視点

ア) 自然景観

養老山地の山並みや多度山周辺の自然環境、地域における人々の生活や営みにより育まれてきた里山の景観、木曽三川や員弁川などの河川沿いに広がる田園景観など、地域の誇りある美しい景観を保全し、次世代への継承に努めます。

イ) 歴史的景観

先人達がつくり上げ、戦災や伊勢湾台風以降も地区の歴史性に配慮して再生してきた桑名城下町や東海道、美濃街道沿いのまちなみ、農山漁村の集落、水害から命を守ることから生まれた輪中の景観など、地域で培われてきた歴史的景観を保全するとともに、次世代への継承に努めます。

ウ) 都市景観

ゆとりとうるおいのある住宅地の景観や、本市の活力を支える新たな産業の景観、そして、これらをつなぐ広域的な交通網および駅周辺地区や高速道路インターチェンジなど本市の誇れる玄関口となる景観について保全・創出を図ります。

エ) 眺望景観

本市の良好な景観のイメージを育んでいる眺望景観を大切にするため、眺望景観に影響する行為について、可能なかぎり景観誘導に努めます。また、本市の美しい眺望景観が楽しめる多度山や丘陵地、堤防道路、橋りょうなどの視点場を保全・創出するとともに、眺望景観の対象となる木曽三川や養老山地などへの景観を守り、広がりのある水郷都市としてふさわしい眺望景観を次世代に継承するよう努めます。

オ) 心象景観

石取祭、多度まつり、九華公園のさくらまつりやつつじまつりなどの伝統行事や季節行事、寺町商店街における三八市などの地区住民などによる取組みは、郷土への愛着心を育むことにつながり、結果として、良好な景観の形成に関する取組みにもつながります。そこで、先人達の知恵により育まれてきた伝統行事や美しい自然景観を感じる季節行事は、今後も大切に継承していくとともに、各地域独自の取組みについては、誰もが参画でき、ともに楽しむことができるものとなるよう、その取組みを促します。



六華苑（国指定重要文化財）



多度山からの眺望



木曽三川